

○さいたま市障害児（者）生活サポート事業実施要綱

平成13年5月1日

告示第55号

改正 平成13年12月28日告示第757号

平成17年3月30日告示第264号

平成20年11月27日告示第1237号

平成22年3月10日告示第301号

平成24年3月30日告示第464号

平成26年3月17日告示第387号

平成31年4月24日告示第717号

令和3年3月31日告示第571号

(目的)

第1条 障害児（者）生活サポート事業は、在宅の障害児及び障害者（以下「障害者」という。）の地域生活を支援するため、障害者及びその家族の必要に応じて、障害者に対する一時預かり、派遣による介護、外出時の介助等のサービス（障害者1人に対し当該サービスを行う者が1人である個別対応を原則としたものに限る。以下「サービス」という。）を迅速かつ柔軟に提供することにより、障害者の福祉の向上及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

（全部改正〔平成17年告示264号〕、一部改正〔平成22年告示301号〕）

(対象団体)

第2条 サービスを提供する団体（次条において「団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める営利を目的としない法人
- (4) 障害者福祉の増進を目的とする団体のうち、市長が適当と認める営利を目的としない団体で法人格を有しないもの

（一部改正〔平成17年告示264号・20年1237号〕）

(団体登録)

第3条 団体は、事前に市に登録するものとする。

2 団体の登録をしようとする者は、障害児（者）生活サポート事業団体登録申請書（様式

第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 職員の有する資格等の記載のある職員名簿
- (2) 傷害保険加入証書の写し
- (3) 会員制を採っている場合は、当該団体の会員規約
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登録の適否を決定し、障害児(者)生活サポート事業団体登録決定・却下通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成17年告示264号〕)

(利用対象者)

第4条 前条第3項の規定により登録された団体(以下「登録団体」という。)の提供するサービスを利用できる者(以下「利用対象者」という。)は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 市の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者
- (4) 医師により発達に障害があると診断された者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(一部改正〔平成17年告示264号・22年301号〕)

(利用手続)

第5条 利用対象者は、登録団体の提供するサービスを利用しようとするときは、障害児(者)生活サポート事業利用者登録申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。この場合において、利用対象者が次の各号に掲げる者であるときは、当該各号に定める書類を申請書に添付しなければならない。

- (1) 18歳未満である者 申請する日の属する年度(4月1日から6月30日までの間に申請する場合にあっては、当該年度の前年度)の生計中心者の市町村民税の額が確認できるもの

- (2) 高等学校、特別支援学校等に在学している者で18歳であるもの（当該年齢に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。第5項第2号において「18歳在学者」という。）前号に掲げる書類及び学生証の写し等の在学を証明するもの
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、障害児（者）生活サポート事業利用者登録決定・却下通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録した者に対し、障害児（者）生活サポート事業利用者登録証（様式第5号）（以下「利用者登録証」という。）を交付するものとする。
- 4 利用者登録証の有効期限は、登録を受けた日の属する年度の3月31日とし、翌年度の4月1日に更新するものとする。
- 5 利用者登録証の交付を受けた者（以下「登録利用者」という。）で次の各号に掲げるものは、前項の規定により利用者登録証の更新を受けるときは、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 18歳未満である者 更新する日の属する年度の前年度の生計中心者の市町村民税の額が確認できるもの
- (2) 18歳在学者 前号に掲げる書類及び学生証の写し等の在学を証明するもの
- 6 登録利用者は、登録団体に利用の申込みをするときは、利用者登録証を携行し、これを提示しなければならない。

（一部改正〔平成13年告示757号・22年301号・24年464号・26年387号〕）

（年間延利用時間）

第6条 登録利用者がサービスを利用できる時間は、年間150時間までとする。

（追加〔平成17年告示264号〕）

（登録団体の遵守事項）

第7条 登録団体は、登録利用者に対してサービスを提供したときは、利用者登録証にサービス提供時間数その他必要な事項を記入しなければならない。

- 2 登録団体は、そのサービスの提供を受ける登録利用者に係る傷害保険に加入しなければならない。
- 3 登録団体は、登録利用者の利用実績について、帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。
- 4 登録団体は、登録利用者に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスの提供に従事する職員の有する資格等及び経理状況を明示しなければならない。

5 登録団体は、そのサービスの提供により知り得た個人の情報を第三者にもらしてはならない。ただし、登録利用者又はその保護者の承諾があった場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成13年告示757号・17年264号〕)

(登録利用者の遵守事項)

第8条 登録利用者は、利用者登録証を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用してはならない。

(一部改正〔平成17年告示264号〕)

(登録団体の届出義務)

第9条 登録団体は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき又は障害児(者)生活サポート事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに障害児(者)生活サポート事業団体登録変更・中止届(様式第6号)を市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成17年告示264号〕)

(登録利用者の届出義務)

第10条 登録利用者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき又は団体の利用を中止しようとするときは、速やかに障害児(者)生活サポート事業利用者登録変更・中止届(様式第7号)を市長に届け出なければならない。

2 登録利用者は、利用者登録証をき損し、又は紛失したときは、直ちに障害児(者)生活サポート事業利用者登録証再交付申請書(様式第8号)を市長に提出し、利用者登録証の再交付を受けなければならない。

(一部改正〔平成17年告示264号〕)

(登録の取消し)

第11条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録申請又は事業報告の内容に虚偽があるとき。
- (2) 事業の実施に関し、不正の行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、登録団体として適切でないとき。

2 前項の規定により登録を取り消すときは、障害児(者)生活サポート事業団体登録取消通知書(様式第9号)により登録団体に通知するものとする。

(追加〔平成22年告示301号〕)

(費用の支弁)

第12条 市長は、登録団体に対し、別に定めるところにより事業のサービス提供に要する

経費を支弁することができる。

(追加〔平成17年告示264号〕、一部改正〔平成22年告示301号〕)

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成17年告示264号・22年301号〕)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の浦和市障害児(者)生活サポート事業実施要綱(平成11年浦和市制定)、大宮市障害児(者)生活サポート事業実施要綱(平成11年大宮市告示第241号)、又は与野市障害児(者)生活サポート事業実施要綱(平成11年与野市告示第28号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

3 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市障害児・者生活サポート事業実施要綱(平成12年岩槻市告示第74号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年告示264号〕)

附 則(平成13年12月28日告示第757号)

この告示は、平成14年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日告示第264号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月27日告示第1237号)

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成22年3月10日告示第301号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第464号)

この告示は、平成24年6月1日から施行する。ただし、様式第1号、様式第3号及び様式第6号から様式第9号までの改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日告示第387号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月24日告示第717号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第571号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。